

個人・世帯向けの主な支援

給付	全ての皆さまに	特別定額給付金	住民基本台帳に記録されている人に対し、 1人当たり10万円を給付 します。	▶ お住まいの市町村または 総務省コールセンター TEL.0120-260020
	子育て世帯に	子育て世帯への 臨時特別給付金	児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、 対象児童1人当たり1万円を支給 します。	▶ お住まいの市町村または 内閣府コールセンター TEL.0120-271-381

※特別定額給付金に関連した詐欺にご注意ください! あやしい? おかしい? と思ったら、「消費者ホットライン」TEL.(局番なし)188をご利用ください!

貸付	生活資金に 不安がある	緊急小口資金 (主に休業された 人向け)	貸付額 20万円以内 据置期間 1年以内 償還期限 2年以内	▶ お住まいの市町村の 社会福祉協議会
		総合支援資金 (主に失業された 人向け)	貸付額 単身世帯 月15万円以内 複数世帯 月20万円以内 貸付期間 原則3カ月以内 据置期間 1年以内 償還期限 10年以内	

減免・ 猶予	納税が難しい	納税の猶予	一時的に納税ができない場合、納税を猶予する制度があります。今年2月以降、収入が前年同期比20%以上減少した場合は、担保不要・延滞金なしの特例制度が受けられます。	▶ 国税:各税務署 県税:各県税事務所 市町村税:各市町村
	国民健康保険料(税)などが払えない	国民健康保険料(税)などの減免・納付の猶予	一定程度収入が下がった場合など、保険料(税)の減免や納付猶予を受けられることがあります。(滞納により資格証明書をお持ちの人が帰国者・接触者外来を受診する場合も、窓口負担に公費適用があります。)	▶ お住まいの市町村 (組合員は国保組合、 後期高齢者医療制度は 後期高齢者医療広域連合)
	国民年金保険料が払えない	国民年金保険料の免除・納付の猶予	一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、免除や納付の猶予が適用できることがあります。	▶ お住まいの市町村または お近くの年金事務所
	公共料金が払えない	公共料金などの支払いの猶予	上下水道、電気、ガス、通信費など、支払いの猶予が受けられる場合があります。	▶ 各電気・ガス・水道・ 通信事業者
	県貸付金の返済ができない	県貸付金の支払いの猶予	個々の状況に応じて、支払猶予などが可能となる場合があります。	▶ 各貸付金担当課

住まい	家賃が払えない(民間賃貸など)	住居確保給付金	休業などによる収入減少で住居を失う恐れのある人に対し、家賃相当額(上限あり)を支給します。 支給期間 原則3カ月(最長9カ月)	▶ お住まいの市または 県(町村を所管)の 自立相談支援機関
	家賃が払えない(県営住宅の人)	家賃の減額・支払いの猶予	収入が著しく下がった場合、家賃の 1/4から3/4を減額 、または入居者の事情に応じて支払いを猶予します。	▶ 福岡県住宅供給公社の 各管理事務所
	解雇などにより住居から退去しなければならない	県営住宅などの一時提供	提供期間 最長2年(6カ月ごとの更新) 家賃 入居する住宅家賃の1/2	

事業者向けの主な支援

給付

売上げが前年比50%以上減少

持続化給付金

売上げが前年同月比50%以上減少した事業者に給付金を支給します。
上限額 **法人200万円、個人事業者100万円**

経済産業省
持続化給付金事業
コールセンター
TEL.0120-115-570

売上げが前年比30%以上50%未満減少

福岡県持続化緊急支援金

売上げが前年同月比30%以上50%未満減少した事業者に支援金を支給します。
上限額 **法人50万円、個人事業者25万円**

福岡県
持続化緊急支援金
相談窓口
TEL.0570-094894

補助・助成

一時休業などにより、休業手当などを支給する場合

雇用調整助成金

一時休業などにより労働者の雇用維持を図った場合、休業手当などの一部助成が受けられます。
助成率 中小企業4/5(解雇などしなかった場合9/10) など

福岡助成金センター
TEL.092-411-4701
または
北九州雇用調整助成金臨時窓口
TEL.093-616-0860

デリバリーやオンラインレッスンの導入などに新たに取り組みたい

経営革新実行支援補助金

経営革新計画を策定し、新たな取り組みにチャレンジする事業者に補助金を支給します。
補助率 3/4(上限額50万円)

福岡県
新事業支援課
TEL.092-643-3449

従業員が小学校などの休校で休業した場合

小学校休業等対応助成金・支援金

1日当たり8,330円を上限に賃金相当額を助成します。フリーランスの人の場合は、**1日当たり4,100円(定額)**を助成します。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金
コールセンター
TEL.0120-60-3999

貸付

資金繰りのため融資を受けたい

緊急経済対策資金

融資利率1.3%・保証料ゼロ
融資限度額 1億円
融資期間 10年以内
据置期間 2年以内

新型コロナウイルス感染症対応資金

3年間実質無利子・無担保・保証料ゼロ
融資限度額 3000万円
融資期間 10年以内
据置期間 5年以内

政府系金融機関による融資

3年間実質無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などがあります。

福岡県
フリーダイヤル
経営相談窓口
TEL.0120-567-179

日本政策金融公庫
事業資金相談ダイヤル
TEL.0120-154-505

※融資対象者には、一定の要件があります。

猶予

納税が難しい

納税の猶予

一時的に納税ができない場合、納税を猶予する制度があります。今年2月以降、収入が前年同期比20%以上減少した場合は、担保不要・延滞金なしの特例制度が受けられます。

国税：各税務署
県税：各県税事務所
市町村税：各市町村

厚生年金保険料などが払えない

厚生年金保険料などの納付猶予

厚生年金保険料などの納付の猶予が受けられます。

各年金事務所

その他の支援や支援を受けるための要件など、詳しくは、福岡県ホームページ「新型コロナウイルス感染症ポータルページ」でご確認ください。

個人向け



事業者向け



新型コロナウイルス感染症一般相談窓口(24時間対応)

TEL.092-643-3288
FAX.092-643-3697

医療従事者の皆さんにエールを!

●福岡県新型コロナウイルス医療従事者応援金へのご協力をお願いします。

金融機関名・支店名 福岡銀行(0177)・県庁内支店(213)
預金種目(口座番号) 普通預金(1213390)
口座名(漢字) 福岡県新型コロナウイルス医療従事者応援金
口座名(カナ) フクオカケンシンガタコロナウイルスイリョウジュウジシャオウエンキン

※集まった応援金は、直接民間の医療機関に渡すこととしているため、税法上の寄附金控除は受けられません。

●福岡県ゆかりの方々からいただいた医療従事者の皆さんへの応援メッセージを県ホームページで紹介しています。

応援
メッセージは
こちらから



ストップ! 偏見や差別

新型コロナウイルス感染症に感染された人、医療従事者やその家族などへの心ない言動、差別的な対応といった人権侵害が発生しています。
こうした偏見、差別に同調しないよう、ご理解とご協力をお願いします。